

立教大学心理教育相談所 倫理規程

<目的>

- 第一条 立教大学心理教育相談所は、当相談所員の倫理に関する諸行為について、その適正を期するために、立教大学心理教育相談所員倫理規程（以下本規程という）を定める。
- 第二条 当相談所は当相談所員がその臨床・研究活動に従事するにあたって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、本規程別項（以下倫理綱領という）としてこれを定める。
- 第三条 当相談所は、前条による倫理綱領にもとる者の厳正な審査を行なうために倫理委員会（以下委員会という）を必要に応じて設ける。

<倫理委員会の構成>

- 第四条 委員会は、当相談所の運営委員会委員および当大学院専攻の兼任講師または兼担である臨床心理士の中から互選により選出された委員4名および現代心理学研究科の臨床心理士以外の専任教員の中から互選により選出された委員2名をもって構成する。
- 2 委員長は委員の互選とする。
 - 3 委員の任期は委員会の設置より2ヶ月とする。

<倫理委員会の運営>

- 第五条 委員長は委員会を召集し、議長となる。
- 2 委員会は委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。

<倫理委員会の報告>

- 第六条 委員長は運営委員会から審議を附託された日より起算して、2ヶ月以内に審議の結果を運営委員会に報告しなければならない。
- 2 委員長は運営委員会への報告に際し、嚴重注意、一定期間の臨床・研究活動停止、相談所員としての身分の抹消などの処理方針を答申するものとする。

附則

- 1、本規程の改廃は運営委員会の審議を経て学部長がこれを行なうものとする。
- 2、本規程は平成18年4月1日をもって施行する。

立教大学心理教育相談所員 倫理綱領（案）

前文

立教大学心理教育相談所員（以下相談所員という）は個人の尊厳と価値を尊び、基本的人権の保持と擁護のために努力しながら相談業務を行なうものとする。また、人間の行動についての知識、あるいは、人間が自分自身や他者について理解するための知識を蓄え、これらの知識を活用し、人間の福祉の増進を図るものとする。これらの目的を追求すると共に、心理教育相談所のサービスを求めてきた人、あるいは研究の対象となる参加者の福祉を保護するために最大限の努力を払うものとする。相談所員は、その知識と技術を以上のような価値を持つ目的にのみ用い、これらが第三者に濫用されることがあった場合には、黙認することがないように留意する。

相談所員は、探求と情報伝達の自由を権利として持つが、一方、この権利を行使するに際して、その能力や技術の適用における妥当性、ならびに来談者・同僚・学生・研究への参加者・社会の最善の利益に配慮する責任を担うものとする。

これらの理想を達するために、相談所員は次の各項に同意するものとする。1、責任。2、能力。3、秘密保持。4、査定技法。5、来談者の福祉。6、専門職間の関係。7、公的発言。8、研究。

<責任>

- 第一条 a、 相談所員は、自らの心理臨床活動が他者の人生に影響を与える可能性がありそれゆえに社会的責任が重いことを心得るものとする。相談所員は、来談者の人権尊重を第一義に考え、個人的、組織的、財政的、政治的のためにその活動を行なってはならない。また、自らの影響力を濫用しようとする個人的、組織的、経済的、政治的な状況や圧力に対する警戒を怠ってはならない。
- b、 相談所員は、サービスを求めてきた来談者に対して、当相談所が提供できるサービスの方法、目的、相談所員が所持している専門的資格、予想される利益と不利益、秘密が守られることとその例外、来談者の権利について情報提供をしなければならない。心理臨床活動は、サービスを受けることについての来談者の自発的な同意を得た上で行なうものとする。

<能力>

- 第二条 a、 相談所員は、来談者の利益のために、訓練と経験によって適確と認められた技能によって援助・介入を行なう責任がある。相談所員は、自分の能力と技術の限界を自覚するものとする。訓練や経験によって習熟したサービスのみ

を提供し、そのようにして得られた技法のみを使うものとする。そのために、臨床心理士の訓練中である大学院学生は、必ず個人およびグループ・スーパービジョンを受けながら心理臨床活動を行なわなければならない。また、臨床心理士の資格を有する相談所員は、つねに知識と技術を研鑽し、高度の技術水準を保つように努めなければならない。一方、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておかななくてはならない。

- b、教師としての相談所員は、自分の教えが正確で最新のものであり、学問的であるように十分な準備をした上で自分の義務を遂行する必要がある。
- c、相談所員は、専門的教育を続ける必要性を認め、新しい手続きならびに長期にわたる予測や価値の変化を受け入れるものとする。
- d、相談所員は、自分の個人的な問題や葛藤が心理臨床・研究活動の有効性を妨害することを認識しなければならない。従って、個人的な問題によって不適切な仕事を行なったり、また、こうした問題が来談者・同僚・学生・研究参加者に害を及ぼすようなものであったりする時には、全ての行為を自制するものとする。また、もし、心理臨床・研究活動を行なっている間に自分の個人的問題に気づき、それが心理臨床・研究活動にとって妨害となると考えられた時には、自分の心理臨床・研究活動を留保すべきか、終結あるいは範囲を制限すべきかは、適切な専門家の助言を求めて判断するものとする。

<秘密保持>

第三条 相談所員としての活動の中で他者から得た情報の秘密を尊重することは相談所員の第一の義務である。このような情報は、個人あるいは個人の法的な代理人の同意のある時にのみ第三者に公開するものとする。ただし、秘密を保持することで、個人や他者に明らかに危険を及ぼすような結果が生じるような特別な状況の場合にはこの限りではない。適切などころで、相談所員は、秘密保持の法的な限界について、来談者に知らせるものとする。

- a、心理臨床活動において得られた情報ないし、児童・学生・その他の人々に関する評価的資料は、専門的な目的にのみ、また、そのケースに明らかに関与した人々との間でのみ検討されるものとする。書面ならびに口頭による報告は、評価の目的に直接関連のある資料のみが提示され、プライバシーを不当に侵害しないように、あらゆる努力を払うものとする。
- b、心理臨床活動中に得た個人の情報を著作・講義・その他の公的な討論会で発表する相談所員は、事前に、発表についての適切な同意を得るか、個人が判明するような情報をすべて適切に抹消するかのいずれかを行なうものとする。
- c、相談所員は、相談の経過を責任をもって記録し、記録の保管と廃棄の際に、

秘密を保持するための措置を取るものとする。記録は、相談終了後5年間厳重に相談所内に保管する。

- d、未成年者や自発的意志あるいは同意を任せることのできない人と研究する際には、相談所員は、これらの人々の、最大の利益を保護するように細心の配慮をするものとする。

<査定技法>

第四条 相談所員は、心理学的査定技法の開発・出版・利用に際し、来談者の福祉と利益を増進するためにあらゆる努力をし、査定結果の悪用を防ぐものとする。来談者が査定結果の解釈、さらには結論や助言の根拠を知る権利を尊重するものとする。法的な構成の制限内で、検査などの査定技法の安全性が保たれるようあらゆる努力をするものとする。また、他者による査定技法の適切な使用を保証するものとする。

- a、査定技法を使用する際に、相談所員は、来談者が、本人の理解できる言葉で当該の技法の性質ならびに目的の説明を受ける権利を有することを尊重するものとする。
- b、査定結果の報告に際し、相談所員は、査定状況や被検査者に関する規準の不適切さによる妥当性や信頼性に関する制約が存在することを述べるものとする。また、査定結果や解釈が他者によって悪用されないように努めるものとする。
- c、相談所員は、査定方法が時代の変化により、妥当性が低くなる可能性があることを認識するものとする。そして、妥当性の低くなった旧式の測定法を誤用することがないように、あらゆる努力をするものとする。
- d、採点および解釈のサービスを提供する相談所員は、解釈にいたるまでに使われるプログラムや手続きの妥当性の根拠を示すことができるようにしておくものとする。自動診断システムなどの自動的な解釈サービスの提供は、相談室員同士の間でのみ行なうものとする。
- e、相談所員は、不適切な研修を受けた者や無資格の者に対して心理学的査定技法の教育・指導・後援を行なわない。

<来談者の福祉>

第五条 相談所員は、誠実さを尊び、共に仕事をする個人や集団の福祉を守るものとする。相談所員は、査定・治療・教育・あるいは研修の手続きの目的および性質について利用者に十分説明するものとする。また、相談所員は、来談者・学生・研究参加者らが、研究参加に関する選択の自由を持っていることを認めるものとする。

- a、相談所員は、自分自身の要求を自覚し、来談者・学生に比して、自分が潜

- 在的に影響力を持つ立場にあることを常に認識しているものとする。そのような人々の信頼や依存を利用することを避けるものとする。相談所員は、専門的判断を妨げ、他者を利用する危険性を増す様な二重関係を避けるようあらゆる努力をするものとする。このような二重関係の例は、学生・スーパーバイザー・親しい友人・親戚を対象とした研究や治療であるが、これだけに限定されるものではない。来談者と性的に親密になることは非倫理的である。
- b、相談所員は、第三者からの要望で来談者に心理臨床学的援助を行なうことに同意したら、関連する人全員に、関係の性質を明確にする責任を持つ。
 - c、相談所員は、来談者の最善の利益を守り、来談者が明確に納得するよう、金銭的取り決めを前もって行なうものとする。他の専門的機関に来談者を紹介することによる報酬の授受は一切行なわないものとする。相談所員は、経済的見返りの少ない仕事あるいは見返りのない仕事にも自分達の心理臨床活動の一部を捧げるものとする。
 - d、心理臨床活動において来談者が利益を受けていないことが合理的に明白である時、相談所員はその関係を終結させるものとする。また、来談者が他の援助者を探す際の援助を行なうものとする。

< 専門職間の関係 >

第六条 相談所員は心理学ならびに他の関連する専門分野の同僚の要求や能力を十分尊重するものとする。相談所員は、これらの同僚が関係している機関や組織の権利や義務を尊重するものとする。

- a、相談所員は、関連職従事者のもつ能力の範囲を理解したうえで、来談者に最善の利益を与えるよう、あらゆる専門的・技術的・管理的資源を十分に活用するものとする。他の専門職従事者とのフォーマルな関係がないという理由で、来談者に対する最善の心理臨床的援助を行なう責任を回避してはならない。また、来談者に必要な補助的あるいは代替的援助を提供できるだけの洞察力と勤勉さ、臨床的センスを養うべく、不断の努力を怠らないようにすることが必要である。
- b、相談所員は、共に働くほかの専門職集団の伝統と実践を知り、かつそれらを尊重しつつ、このような集団とも十分に協同するものとする。仮に、他の心理臨床家によってすでに同様の援助を受けている人から接触された場合には、専門職間の連携を来談者の福祉と同様に十分に考慮し、慎重さと注意深さをもって心理臨床的援助の問題を検討するものとする。相談所員は混乱や葛藤を最小にするように、これらの問題を来談者と話し合うものとする。
- c、相談所員は、来談者・学生・被雇用者・研究参加者との職業的関連を性的あるいは他のことに利用してはならない。相談所員はセクシュアル・ハラス

メントを見逃したり、行なったりしてはならない。セクシュアル・ハラスメントとは、他者が不快に感じる、性に関する言動により、他者の人権を侵害する行為である。

- d、相談所以外の機関や組織で研究する際には、相談所員は、その研究を実施するための適切な許可を得るものとする。相談所員は、将来の研究者に対する義務を自覚し、研究を行なう機関に、その研究についての適切な情報を提供し、その貢献についての適切な謝辞を捧げるものとする。
- e、出版への貢献に対する謝辞は、それぞれの専門的な貢献度に応じて貢献した人々に与えられるものである。一つのプロジェクトに対する複数の人の重要な専門的貢献には、主な貢献をした個人を最初にあげた上で共著者として表わすものとする。わずかな専門的貢献、広範囲にわたる事務的またはそれに類する非専門的援助には、脚注または序文の中で感謝の意を表わすものとする。研究または著書に直接影響を与えた未公刊の資料は、公刊の資料と同様に、特別に引用して謝意を表わすものとする。他の人々の資料を集め編集して出版する相談所員は、それが適切であれば資料を作った集団名で出版し、編集にあたった相談所員の名は集団の長または編集者として表わし、出版に貢献したすべての人々に感謝し、その名をあげるものとする。

< 公的発言 >

第七条 相談所員の公的発言・心理臨床活動の告示・普及活動は、情報に基づいた公衆の判断や選択を助けるという目的にかなうものとする。相談所員の職業的資格と機能は、正確かつ客観的に表示するものとする。臨床心理学的情報や専門的意見を述べたり、臨床心理学的製品、出版、臨床心理学的援助の利用についての情報を提供したりする場合の相談所員の公的発言は、客観的に認められる心理学的事実や技術に基づき、さらに、それらの限界やあいまいさを十分に認識した上で行われるものとする。

< 研究 >

第八条 研究の実施は、臨床心理学という学問ならびに人間の福祉に対する最善の貢献という点について、個々の相談所員が熟慮した上で決定されるものとする。相談所員は、研究の実施を決定したならば、研究のためのエネルギーや資源の活用方法について考慮するものとする。さらに、このような考慮に基づき、参加者の尊厳と福祉を尊重かつ配慮するものとする。

- a、研究を計画するに当たり、研究者は、それが倫理的に認められる程度について慎重に査定する責任を有する。
- b、研究者が倫理的に最も強い関心をもたねばならないことは、計画された研究

- への参加者が「危険にさらされる可能性が強い被験者」か「危険にさらされる可能性がほとんどない被験者か」を慎重に判断することである。
- c、研究者は、研究中、倫理的手続きを保証する責任を負うものとする。また、研究への参加者に対する協同研究者・学生・被雇用者たちの倫理的な扱いに関しても責任を有する。ただし、協同研究者も同様の責任を負う。
- d、危険のほとんどない研究を除いて、研究者は、研究への参加者との間に、お互いの義務と責任を明示した明確かつ公正な契約を事前に交わしておくものとする。研究者は、契約に含まれるすべての制約および責務を尊重する義務を有する。また、研究者は、参加者の研究参加への意志に当然影響すると予想される研究のすべての側面について参加者に伝え、かつ参加者が質問する研究上の他の側面の問題に対する全ての説明を行なうものとする。情報を提供して同意を得る前に参加者に研究の全貌を明らかにしない場合には、参加者の福祉と尊厳を守ることが一層求められる。さらに、子供あるいは理解やコミュニケーションを妨げるような障害をもつ参加者を対象とする研究においては、特別な保護的措置が必要である。
- e、方法論上の必要性から隠匿や虚偽を使用せざるを得ない場合、こうした研究を行う前に、研究者は、次のような特別の責任を有するものとする。
- (i) こうした手続を講じることが、その研究に期待される学問的・教育的・応用的価値に照らし合わせて妥当なものであるか否かを検討する。
 - (ii) 隠匿や虚偽を使わない他の手続が利用できないか否かを検討する。
 - (iii) 可能な限り速やかに参加者に対して十分な説明を行うよう保証する。
- f、研究者は、個人には研究への参加を辞退する自由、あるいは如何なる時においても中断する自由があることを尊重するものとする。とくに、研究者が対象者に対して権威的あるいは影響力を持つ立場にある場合には、このことについて慎重に考慮するものとする。こうした権威的立場には、研究への参加を雇用条件の一部として要求したり、参加者が研究者のクライアント・学生・被雇用者である場合などが含まれる。
- g、研究者は、研究の手続から生じる可能性のある、身体的・精神的苦痛、危害、危険から参加者を守るものとする。そのような結果を起こす恐れがある場合、研究者は参加者にその事実を知らせるものとする。参加者に深刻なまたは永続的な害を与える恐れのある手続を使用しない。ただし、このような手続を使用しないことが参加者にさらに大きな害を与える可能性のある場合、研究が潜在的に優れた結果をもたらしうるものであり、かつ、各参加者に十分な情報を与えた上で自発的な同意を得ている場合を除く。ストレスや潜在的な危害あるいは研究に関する疑問や関心が生じる可能性がある場合には、参加者には研究参加後の適当な期間に研究者と接触するための手続について

知らせるべきである。

- h、研究資料を得た後、研究者は、研究の性質について説明をし、研究中に生じた恐れのある誤解を解くように心がけるものとする。学問的・人道的見地から説明を延期または保留した方がよいと考えられる場合には、研究を監視し、参加者には何らの悪影響もないことを保証する特別な責任を有する。
- i、個々の参加者に好ましからざる影響が生じた場合、研究者は、長期間にわたる影響を含めて、これらの影響を明らかにし、これらを除去または是正する責任を有する。
- j、研究中に得た参加者に関する個人情報、事前に参加者から同意を得ていない限り、秘密を保持するものとする。第三者がこれらの研究資料を入手する恐れがある場合には、このことを説明した上で、研究参加の同意を得るものとする。

<倫理の遵守>

第九条 相談所員は、他の相談所員が倫理綱領に反したことを知った時、さらに、それが適切であると判断した場合には、その相談所員に通告し、非公式のうちに問題を解決するように試みるものとする。違法行為が小さなものであったり、それが感受性・知識・経験の不足によると思えるものであったりする場合には、一般に非公式の解決が適切である。こうした非公式な指導行為を行なうにあたっては、当該者の秘密保持の権利に十分配慮するものとする。しかし、非公式な解決が応じられない場合や、深刻な性質のものであれば、相談所員は相談所の運営委員にこれを通告するものとする。

附則

- 1、本倫理綱領の改廃は運営委員会の審議を経て学部長がこれを行なうものとする。
- 2、本倫理綱領は平成18年4月1日をもって施行する。